



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） 1
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定・2件（道路管理課） 3

公 告

- 位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課） 3
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 4

告 示

沖縄県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年 1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡本部町字具志堅松部原491番4
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第15号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成31年 1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成30年12月14日 沖縄県指令農第1240号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 恩納村字恩納2451番地 恩納村
 - (2) 代表者 恩納村字恩納2451番地 恩納村長 長浜善巳
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア 区域Ⅰ 恩納村字瀬良垣黒崎原1269番及び1269番2の地先公有水面
 - イ 区域Ⅱ 恩納村字瀬良垣黒崎原1269番及び1269番2の地先公有水面
 - ウ 区域Ⅲ 恩納村字瀬良垣黒崎原1269番2及び同村字都田原1187番の地先公有水面
 - エ 区域Ⅳ 恩納村字瀬良垣黒崎原1269番2、同村字都田原1108番、1110番、1123番及び1187番の地先公有水面
 - (2) 区域
 - ア 区域Ⅰ 次の各地点のうち、①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から106度58分27秒9.14メートル地点を円心とする半径9.14メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ北西側

の円弧、⑦の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成27年の春分の満潮位 (E. L.+1.04メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点 (吉40) 瀬良垣 (北緯26度30分40秒5329、東経127度52分21秒4664) から253度02分14秒390.91メートルの地点

②の地点 ①の地点から353度46分30秒6.92メートルの地点

③の地点 ②の地点から357度31分44秒3.25メートルの地点

④の地点 ③の地点から1度57分28秒11.82メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から9度11分49秒11.85メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から16度19分55秒4.72メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から64度17分29秒13.43メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から23度20分10秒8.32メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から110度15分41秒2.09メートルの地点

イ 区域Ⅱ 次の各地点のうち、①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から287度05分36秒6.74メートル地点を円心とする半径6.74メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ北東側の円弧、⑦の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成27年の春分の満潮位 (E. L.+1.04メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点 (吉40) 瀬良垣 (北緯26度30分40秒5329、東経127度52分21秒4664) から250度56分27秒366.86メートルの地点

②の地点 ①の地点から353度53分02秒6.86メートルの地点

③の地点 ②の地点から359度52分11秒8.80メートルの地点

④の地点 ③の地点から5度27分55秒8.76メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から10度54分49秒8.73メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から13度54分50秒6.70メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から335度47分30秒8.90メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から23度19分39秒6.24メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から290度12分10秒3.70メートルの地点

ウ 区域Ⅲ 次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から36度41分30秒8.94メートル地点を円心とする半径8.94メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ平成27年の春分の満潮位 (E. L.+1.04メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点 (吉40) 瀬良垣 (北緯26度30分40秒5329、東経127度52分21秒4664) から261度10分57秒349.73メートルの地点

②の地点 ①の地点から290度14分30秒4.54メートルの地点

③の地点 ②の地点から35度13分40秒8.32メートルの地点

④の地点 ③の地点から352度43分23秒12.87メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から44度09分32秒2.07メートルの地点

エ 区域Ⅳ 次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から35度55分07秒6.59メートルの地点を円心とする半径6.59メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ南東側の円弧、④の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成27年春分の満潮位 (E. L.+1.04メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点 (吉40) 瀬良垣 (北緯26度30分40秒5329、東経127度52分21秒4664) から260度41分51秒344.49メートルの地点

②の地点 ①の地点から110度10分02秒1.62メートルの地点

③の地点 ②の地点から38度15分50秒6.24メートルの地点

④の地点 ③の地点から82度50分22秒9.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から40度41分30秒12.73メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から38度02分23秒13.22メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から34度52分51秒7.98メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から28度31分22秒11.69メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から20度29分12秒11.69メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から11度13分39秒11.73メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から1度34分39秒11.77メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から354度30分28秒5.90メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から349度37分11秒1.22メートルの地点

(3) 面積

- ア 区域Ⅰ 514.29平方メートル
イ 区域Ⅱ 457.71平方メートル
ウ 区域Ⅲ 175.30平方メートル
エ 区域Ⅳ 1,759.57平方メートル
合 計 2,906.87平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成28年1月19日 沖縄県指令農第25号
5 関係図書を閲覧することができる市町村名 恩納村

沖縄県告示第16号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成31年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊見城糸満線
- 3 区間 糸満市字糸満533番から糸満市字糸満1230番まで

沖縄県告示第17号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成31年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 区間 糸満市字糸満1983番から糸満市字糸満866番1まで

公 告

那覇市字天久御嶽門原の一部の位置境界不明地域内の土地について、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第14条第1項の規定による調査及び測量を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第14条第3項において準用する国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成31年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 地域 那覇市字天久御嶽門原の一部の地域（1054番及び1055番1）
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成30年8月2日から同年11月30日まで
- 4 閲覧期間 平成31年1月16日（水曜日）から同年2月5日（火曜日）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。
- 5 閲覧場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県企画部土地対策課
- 6 誤り等の訂正の申出

(1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。

- (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
- (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画下水道の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成31年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 平成31年1月29日 午後7時開始
- 2 場所 沖縄県三重城合同庁舎自治研修所302・303研修室 那覇市西3丁目11番1号
- 3 都市計画の変更の案の概要 那覇浄化センターは、供用後約50年が経過し、老朽化した水処理施設等の改築更新工事を予定している。今後、円滑な改築更新工事を実施するため、那覇浄化センターに隣接する運転免許試験場跡地を拡張用地として取得する等、処理場用地の変更を行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（平成31年1月22日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は那覇市都市みらい部都市計画課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年11月30日 沖縄県指令土第782号、平成30年12月26日 沖縄県指令土第926号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平西原279番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部489番地3 コーポ本部103 上原謙、南風原町字本部489番地3 コーポ本部103 上原幸江
- 5 検査済証番号 平成30年12月27日 第4525号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年1月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月12日 沖縄県指令土第805号、平成30年12月14日 沖縄県指令土第905号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長849番4及び851番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字経塚811番地43 与那覇斉志
- 5 検査済証番号 平成30年12月27日 第4526号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月20日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--